

## 氷見市公共工事総合評価方式試行要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、氷見市が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事について、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に基づき、公共工事の品質確保の促進を図るため、総合評価方式により落札者を決定する競争入札を試行するに当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定により、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において総合評価方式とは、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

### (対象工事)

第3条 総合評価方式は、氷見市が発注する建設工事のうち、入札価格と企業がもつ施工能力及び地域貢献度を一体として評価することが適當と認められる工事とし、設計金額が2,000万円以上の工事とする。総合評価方式を採用するにあたっては、指名業者選考委員会において可否を決定するものとする。ただし、緊急を要する工事及び小規模な工事は、除くものとする。

### (学識経験者の意見聴取)

第4条 総合評価方式を実施するに当たっては、地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定により、次に掲げる事項について学識経験を有する者の意見を聴取するものとする。

- (1) 総合評価方式によることの適否
- (2) 落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項
- (3) 価格その他の条件が市に最も有利なもの決定

### (総合評価の方法)

第5条 総合評価の方法は、次の式により算出して得られる数値（以下「評価値」という。）をもって行うものとする。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} \div \text{入札価格}$$

$$= (\text{標準点} + \text{技術加算点}) \div \text{入札価格}$$

- 2 標準点とは、要求する要件を最低限満たしている企業の施工能力又は施工技術について与える点数（100点）である。
- 3 技術加算点とは、企業の施工実績、工事成績及び企業の地域性・社会性等について、別表に規定する評価項目及び評価基準に基づき算出される点数をいう。
- 4 技術加算点は、あらかじめ市が設定する総合評価方式の型式に応じた評価項目及び評価基準についての証明書等を入札参加者に求め、審査及び評価を行い、算出するものとする。

### (提出する書類)

第6条 入札に係る提出書類は、入札の公告又は指名通知書に定める書類のほか、次のと

おりとし、入札書等とは別に、指定する日までに一般書留、簡易書留又は配達記録のいずれかにより郵送するものとする。

- (1) 総合評価方式による技術資料申請書
- (2) 総合評価方式様式第1号
- (3) 総合評価方式様式第2号
- (4) その他添付書類

(落札者の決定方法)

第7条 落札者は、次の要件を満たす入札参加者のうち、評価値が最も高い者とする。

- (1) 要求する要件を最低限満たしていること。
- (2) 入札価格が予定価格を超えていないこと。
- (3) 評価値が、次の式により算出して得られる基準評価値を下回っていないこと。

$$\text{基準評価値} = 100 \text{点 (標準点)} \div \text{予定価格} \text{ (単位: 100万円)}$$

2 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、入札価格が低い者を落札者とする。ただし、入札価格が同額である場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

3 落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合には、第1項及び第2項の規定にかかわらず、落札者の決定を保留し、氷見市低入札価格審査会で審査を行い、落札者を決定するものとする。

4 総合評価方式の試行対象工事に係る入札については、氷見市入札心得のうち、落札者の決定に関する規定は適用しない。

(評価結果等の公表)

第8条 入札参加者が提示した評価点及び入札価格並びに評価値については、契約締結後、速やかに公表するものとする。

(苦情の処理)

第9条 入札参加者から落札者の決定等に関し苦情があったときは、当該入札参加者の評価項目ごとの評価点数を通知するものとする。この場合において当該評価の理由を求められたときは、その理由を説明するものとする。

(申請内容の不正行為等)

第10条 虚偽の申請その他悪質な行為があった場合、氷見市建設工事等指名競争入札参加有資格者指名停止要領に基づく措置を講じるほか、無効の入札とする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、総合評価方式の試行に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要領は、平成19年12月1日から施行する。

## 附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

## 附 則

この要領は、令和2年7月28日から施行する。